

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

福島県立須賀川創英館高等学校

1 本校の方針

福島県立須賀川創英館高等学校（以下「本校」という。）は、「自律・叡智・創造」を校訓とし、高い理想を持ち、豊かな人間性と基本的な教養を身に付けた、心身ともに健康な人間を育成することを目標としている。

本校の教育目標を達成するための基盤として、すべての生徒が安心して学校生活をおくり、諸活動に意欲的に取り組むことのできる環境づくりが欠かせない。

そこで本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月策定）にのっとり、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に適切かつ速やかに対応するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の基本的な考え方

- （1）いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、速やかに対処する。
- （2）いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （3）いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （4）いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。
- （5）いじめに関する情報を校内で共有しないことは法律違反となり得るということをふまえ、いじめ情報を把握した教職員は一人で抱え込むことなく、速やかにその情報をいじめ対応部署に提供し、その上でいじめ対策にあたるものとする。

3 いじめ対策の基本方針

（1）いじめの定義

（法第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

①名称

「いじめ対策委員会」

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

③組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組み

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや帰属意識をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
- ⑤ 警察との連携強化
 - ア 連絡窓口の指定
警察との間で連絡窓口となる担当職員を指定しておく。
 - イ 学校警察連絡協議会の活用
学校警察連絡協議会の場において認識の共有を図るとともに、警察との連携した対応が早期に可能となるよう相談等の促進を図る。
 - ウ スクールサポーター制度の活用
学校訪問や校内巡回を必要に応じて要請する。

(4) いじめの早期発見のための取組み

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接旬間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事、教頭を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。
- ⑥ 重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜重大事態の報告＞

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査＞

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(6) いじめに対応した後の事後指導

いじめに対応してその状況が改善されたと思われる場合でも、継続的にいじめ行為がやんでいることを面談等により確認する。それにより、行為がやんでいる状態が3カ月続いていることを目安としていじめが解消されたと判断する。しかし、当該生徒については、その後のアンケートでいじめに関する回答がなかったとしても聞き取りを行い、新たないじめやいじめの再発がないことを継続的に確認する。

(7) 評価と改善

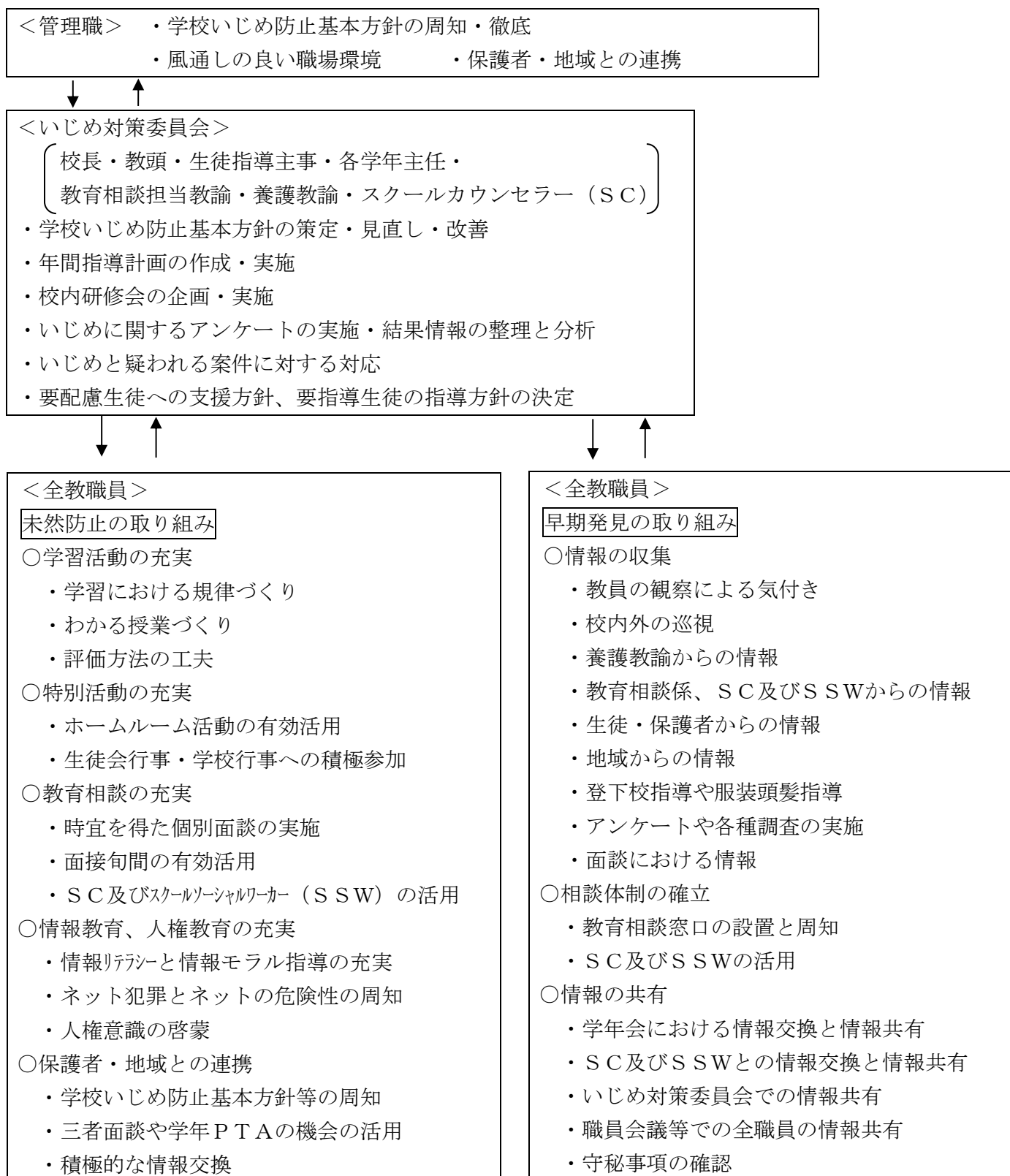
- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

4 年間計画

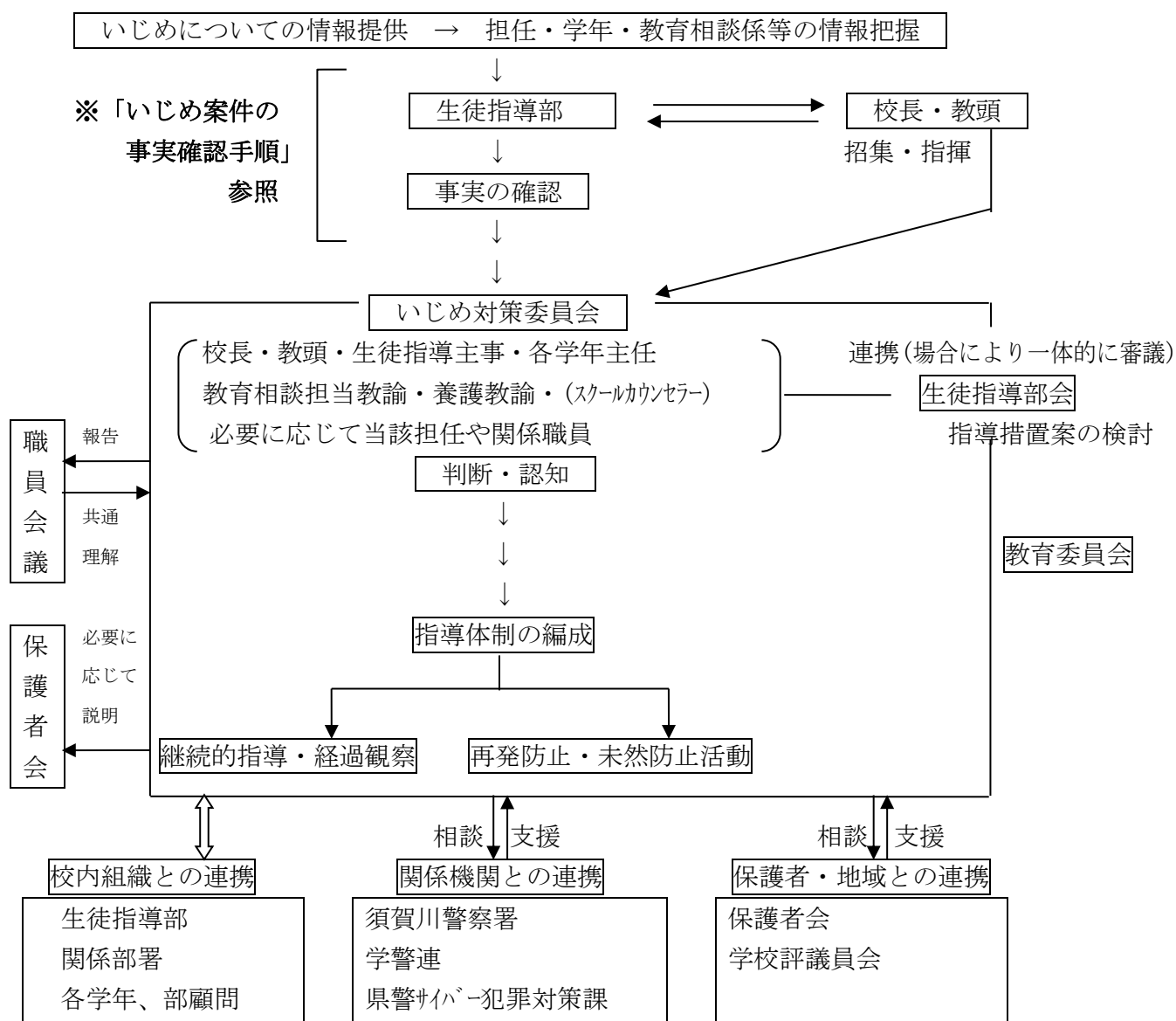
月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止のた めの会議等	評価計画
4月	生徒情報共有会 2年(21)・3年(15) 教育相談講演会 (17):1学年対象	こころの健康アン ケート2・3年(17)			基本方針の作成 (計画・目標の 作成と提示)
5月		こころの健康アン ケート1年(8)		第1回いじめ防 止対策会議(16)	
6月	生徒指導講演会 (13):全校生対象 生徒情報共有会 1年(26)	第1回面接旬間 いじめに関する アンケート①(24)	いじめ対策校 内研修(24)		
7月					
8月					
9月	薬物乱用防止教室 (12):1学年対象 須賀川警察署				
10月				第2回いじめ防 止対策会議	中間評価
11月		第2回面接旬間 いじめに関する アンケート②(25)	生徒指導研修 会(26)		
12月					
1月					
2月		いじめに関する アンケート③(9)	教育相談研修 会		
3月				第3回いじめ防 止対策会議	年間評価 報告

5 日常の指導体制

いじめ問題は、教職員一人ひとりが抱え込むのではなく、「いじめは決して許されない」という共通理解のもと**情報を共有**して学校全体で組織として取り組むものとする。なお、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等への対応にも十分留意する。



6 いじめ認識時の組織的対応



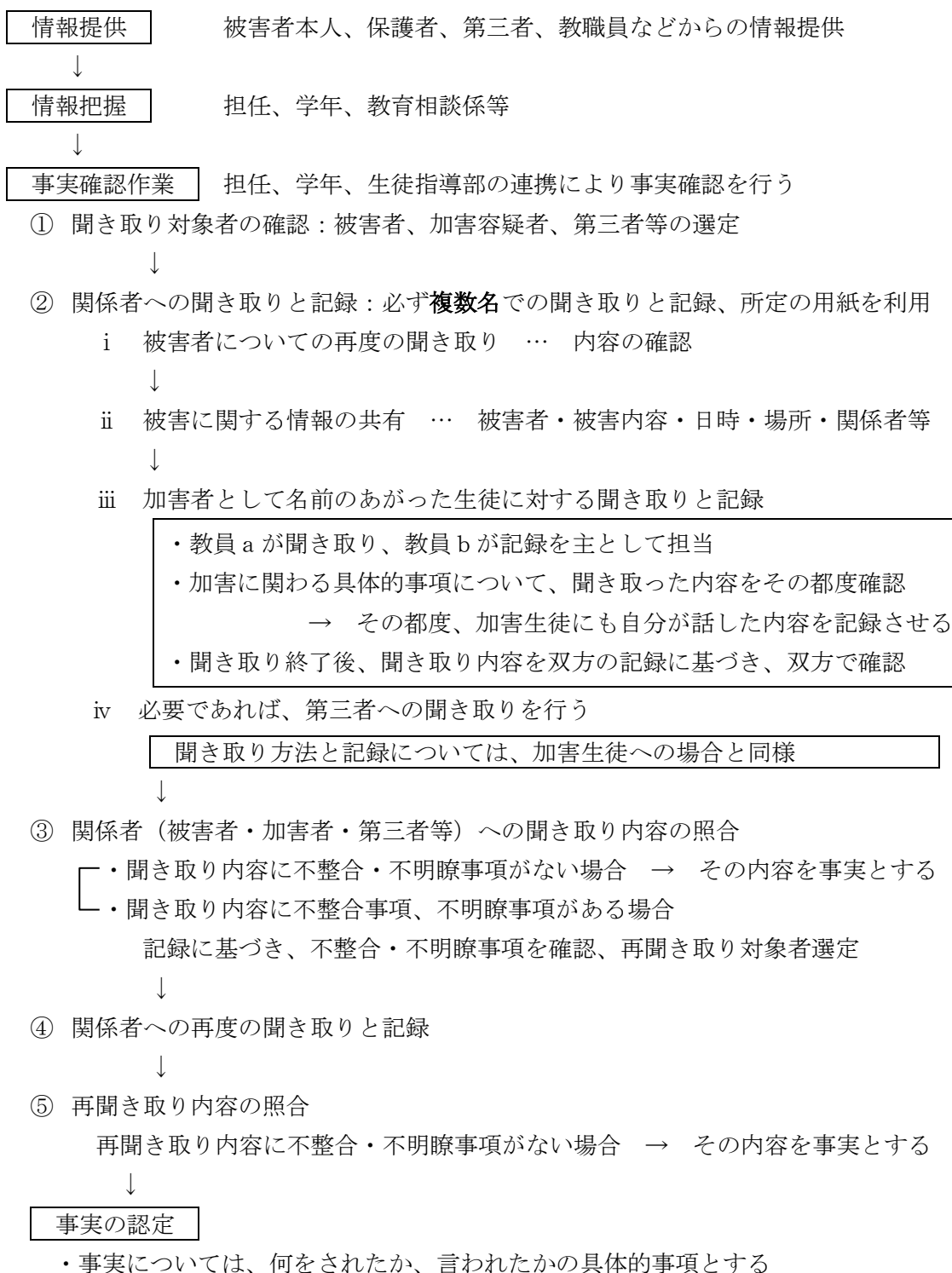
■ 生徒への対応

- ・被害者やいじめについて情報提供した生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・いじめを発見した時は、直ちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取る。聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取り、正確な情報確認に努める。
- ・事実内容の聞き取りは複数教員で対応し、教員だけでなく生徒にも記録させる。
- ・必要に応じて、クラス・学年・全校のアンケートを実施するとともに、学年集会、全校集会等により再発防止に努める。
- ・いじめ防止対策推進法に準じた対応を行うものとする。

■ 保護者への対応について

- ・保護者への対応は複数の教員で行い、双方の保護者に事実関係を説明する。
- ・双方の保護者と関係職員を交えて、該当生徒への適切な指導に向けた協力と理解を求める。
- ・必要に応じて保護者会等を開き再発防止に努める。

7 いじめ案件の事実確認手順



8 PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、いじめ基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、PDCAサイクルで点検・改善する。いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の達成状況を評価する。その結果を踏まえ、取組の改善を図る。

9 いじめ防止対策推進法より

(いじめに対する措置)

第二十三条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

参考資料①

生徒指導に関する聞き取り用紙

令和 年 月 日 () 聞き取りをした教員

時間 : ~ :

場所 _____

対象生徒 年 組 番 氏名

聞き取り内容

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard lined paper pad.

本人確認署名_____

参考資料②

<具体的ないじめの形態(例)>

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・靴に画鋸やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンやケータイ、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンやケータイ、スマホ等の掲示板やブログなどに、誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に仲間外れにされる。

参考資料③

<いじめ早期発見のためのチェックリスト（例）>

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 1 掲示物・黒板・机に落書きがあつたりする。
- ☐ 2 ロッカーの扉がへこんでいたり、壊れたりしている。
- ☐ 3 教室のごみ箱にごみがあふれていたり、床にゴミが散乱している。
- ☐ 4 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる。
- ☐ 5 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- ☐ 6 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- ☐ 7 生徒の行動や発言に対して、ざわついたり、失笑が起こったりする。

いじめられている生徒

- ☐ 8 一人でいることが多い。
- ☐ 9 言葉数が減り、元気がない。
- ☐ 10 「しんどい」「疲れた」などの消極的な発言が多くなる。
- ☐ 11 いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- ☐ 12 おどおど、びくびく、にやにやしている。
- ☐ 13 遅刻・欠席が多くなる。
- ☐ 14 体育や教室を移動して受ける授業への往き来が遅れがちになる。
- ☐ 15 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ☐ 16 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- ☐ 17 班編成の時に孤立しがちである。
- ☐ 18 休み時間は、教職員の近くにいたがる。
- ☐ 19 一人だけで掃除したり、いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。
- ☐ 20 トイレや壁などに個人を中傷する落書きが書かれる。
- ☐ 21 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- ☐ 22 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- ☐ 23 服のボタンがとれていたり、不自然なよごれがある。
- ☐ 24 手足にすり傷やあざがある。
- ☐ 25 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする。

いじめている生徒

- ☐ 26 普段から不満やストレスを抱えている。
- ☐ 27 あからさまに教職員の機嫌をとったり、教職員によって態度を変える。
- ☐ 28 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもち、いつもグループで行動する。
- ☐ 29 他の生徒に対してきつい言葉をつかう。
- ☐ 30 教職員の指導に対して、聞き流すなど、その場しのぎの態度をとる。